

議案第二十五号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「管理職手当」の下に「初任給調整手当、調整手当」を加える。

第二条中「管理職手当」の下に「初任給調整手当、調整手当」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（初任給調整手当）

第八条の二 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給する。

（調整手当）

第八条の三 調整手当は、三朝町国民健康保険直営診療所に勤務する職員のうち町長が定める職員に対して支給する。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。